

保育園・幼稚園・こども園保育料 多子世帯・ひとり親世帯等の負担軽減について

1 規定整備の目的

保育園や幼稚園、こども園を利用する低所得の多子世帯・ひとり親世帯等の保育料減額基準を拡大し、当該世帯への経済的な負担を軽減する。

※ひとり親世帯等…母子・父子家庭や障害者（児）のいる世帯および生活保護法に規定する要保護者に準ずる世帯

2 規定整備の内容

保育料算定時、住民税所得割額の両親の合算額が、幼稚園やこども園の短時間保育を利用する（保育支給第1号認定）児童の場合は90,600円未満、保育園やこども園などの長時間保育を利用する（保育支給第2・3号認定）児童の場合は58,200円未満の世帯において、従来の同一世帯の多子の数え方を拡大し、兄弟関係に当たるすべての子どもの年齢制限を撤廃する。

また、住民税所得割額90,600円未満のひとり親世帯等については、兄弟の年齢や保育の短時間・長時間に関係なく、第1子の保育料を半額、第2子以降は無料とする。

（多子世帯の保育料減額のイメージ）

●従来の兄弟減額

	(年少)		(年中)		(年長)					
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小1	小2	小3	小4以上
短時間保育	/			第3子 (免除)		第2子 (半額)			第1子	小4以上は カウントしない
長時間保育				第3子 (免除)	第2子 (半額)		第1子 (全額)	小1以上はカウントしない		

☆今回の拡大部分

（住民税所得割額が、短時間保育利用児童で90,600円未満、長時間保育利用児童で58,200円未満の場合）

	(年少)		(年中)		(年長)					
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小1	小2	小3	小4以上
短時間・長時間保育				第3子 (免除)		第2子 (半額)	年齢の上限なくカウントする			

(ひとり親世帯等の保育料減額のイメージ)

☆今回の拡大部分

(保育の短時間・長時間に関わらず住民税所得割額が 90,600 円未満の場合)

				(年少)	(年中)	(年長)				
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	小1	小2	小3	小4以上
ひとり親世帯等				 第2子 (免除)		 第1子 (半額)	年齢の上限なくカウントする			

3 対象規則

千代田区保育の実施に関する条例施行規則

千代田区立幼稚園実施条例施行規則

千代田区立こども園条例施行規則

4 施行期日

平成28年4月1日